

# 損害賠償請求事件に勝訴して（一）

i i 生

## 公判の開廷

何物も無いので大體の事を想像するだけに過ぎなかつた。  
先づ最初に實施検證したが左の如く判決す。

第一回公判が開かれた。而して同公判に於て人證の申立てを爲し第二回公判に於て實地検證並證人の訊問を行つた。  
原告は自己の主張を裏書せしむべくしたが大部分は被告に有利な證言だつた。證人は本事件に直接關係あるトロ操縦人夫三名、他の人夫二名、技手一名、發車係森田芳藏、技師小堀彌太郎の八人で午前九時頃より午後七時半頃迄續行した

## 主文

原告ノ請求ヲ棄却ス

訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

## 理由

裁判長は結局事件が「何故出來たか」此の真相を擱まうとして非常に苦しんだ様子であつたが、何せよ當時は既に現場には只二十分の一の勾配の道路があるばかりで他には

十分頃埼玉縣北足立郡朝霞町大字膝折ノ陸橋上ニ於テ被告ノ被用者タル大木丑之助等ノ操縦スル運搬用ノ土呂車ト衝突シテ原告主張ノ如キ傷害ヲ被リタル事ハ當事者間ニ争ナシ依テ先ツ原告ノ右負傷カ被告ノ使用人ノ過失ニ起因シタリヤ否ヤニ付審按スルニ證人森田芳藏、大木丑之助、管井晋吉、小堀彌太雄、金子久次郎、山本武、俵積ノ各證言ニ檢證ノ結果ヲ綜合考覈スレハ右土呂車ノ軌道ハ土呂發車地點ヨリ終點ニ至ルニ從ヒ漸次低ク其勾配ハ土呂發車地點ヨリ約八十尺ノ間ハ約十分ノ一ナルモ夫レヨリ下方終點迄ハ約二十分ノ一ニシテ其發車點ヨリ終點迄見透シ良ク土呂車ニハ制動機ノ設備アルヲ以テ之ニヨリ停車ノ處置ヲ爲ス時キ尠クトモ三米突ノ地點ニテ土呂車ハ停車シ得ヘキ場所ナルトコロ被告ノ使用人ニシテ發車係タル森田芳藏ハ軌道上ニ何等ノ障礙物ナキ事ヲ確認シタル上操車人夫大木丑之助外二名ニ土呂車ノ發車ヲ命シタルニヨリ土呂車ハ進行ヲ始メタルニ間モナク前方陸橋上ノ軌道ニ原告カ突如姿ヲ現ハシタルニヨリ同操車人夫等ハ大聲ニテ原告ニ危險ヲ警告スル

ト共ニ急遽制動機ヲ掛けタルヲ以テ土呂車ハ一旦陸橋ヨリ前方約百十五尺ノ地點ニテ停車シタルニ原告ハ土呂車ノ進行シ來レルニ氣付キ軌道ノ外側ナル横木ノ上ニ避讓シタリ、而シテ右箇所ハ陸橋上ナルモ軌道ノ兩端ニハ横木四尺出テ其上ニハ軌道ニ沿ヒ軌道ヨリ約五寸ヲ距テ、一尺幅ノ板二枚敷設シアリ、尙板ト板トノ間ニハ三、四寸ノ間隔アリ横木ノ外側ニハ更ニ立入禁止ノ柵アリ、柵ト軌道トノ間隔ハ約五尺ナルヲ以テ土呂ノ車體ハ車輪ヨリ約五寸各外側ニ出テ居ルモ土呂ノ車體ト柵トノ間ニハ尚四尺五寸ノ餘融アリ原告ハ片足ヲ右柵ニ掛け右場所ニ避難シ土呂車ノ進行ニ付何等危険ナキニ至リタルヲ以テ土呂車ハ再ヒ原告ノ姿態ニ注視ヲ怠ラスと行ヲ開始シタルトコロ右原告ノ避讓セル地點ヨリ約五尺ノ距離ニ接近スルヤ突然原告カ軌道ニ左足ヲ踏入レタル爲メ操車人夫等カ制動機ニヨリ更ニ急遽停車ノ處置ヲ採リタルモ及ハス遂ニ原告ト衝突スルニ至リタルモノニシテ若シ原告ニ於テ最初避讓シタル姿勢ヲ維持シタランニハ斯ル結果ヲ見ルニ至ラサルモノニシテ被告ノ被

用者タル士呂發車係及士呂人夫等ノ措置ニ付何等過失ナカ  
リシコトヲ認メ得タリ右認定ニ反スル原告本人ノ供述ハ遽  
ニ措信シ難シ從テ被告ノ使用人等ニ過失ノ責アリトスルコ

トヲ前提トスル原告ノ本訴請求ハ爾餘ノ點ニ付判斷ヲ俟タ  
シシテ失當ナルコト明カナルヲ以テ之ヲ棄却スヘク訴訟費  
用ノ負擔ニ付民事訴訟法第八十九條ヲ適用シテ主文ノ如判  
決ス

斯くして法廷に於て訴訟代理人等の紛争を極めた事件も  
終了した。次に此の事件に付て種々の感想を述べて見よ  
う。

本件に關し特に感じた事は無過失責任の點である。是に  
付いては岡松博士ば其の著書無過失損害賠償論で詳細に外  
國の法例を引用して述べられてゐるが最近大審院判例も未  
だ相違はあるが以前とは大變異つて來てゐるよう見え  
る。

a は y に雇はれ「助手トシテ運轉手ト共ニ自動車ニ同乗  
シ貨物ノ積卸シヲ爲シ其ノ傍運轉技術ヲ修得シ居リタル」

ものなる所、一日運轉手に代つて運轉中 x のオートバイと  
衝突し x を負傷せしめたるの外オートバイを大破せしめ  
た。

原審は a は助手として雇はれて居たに過ぎず「單獨ニテ  
自動車ヲ操縦スルコトヲ委任又ハ命令セラレ居タルニ非ル  
ヲ以テ本件自動車ヲ運轉スルニ付過失アリタル爲第三者ニ  
損害ヲ加ヘタルトテ y ハ民法第七一五條ニ依リ其ノ責任ニ  
任スヘキモノニ非ス」と判示し x の請求を排斥したが大審  
院は次の理由に依つて原判決を破毀差戻した。

判示 民法第七一五條ニ所謂被用者カ其ノ事業ノ執行ニ  
付加ヘタル損害トハ必シモ使用者ノ命令又ハ其ノ委託ヘタ  
ル事業ノ執行々爲自體若クハ其ノ執行ニ必要ナル行爲ヨリ  
生シタル損害ノミヲ指稱スルニアラスシテ被用者ノ行爲カ  
當該事業ノ一範圍ニ屬スル以上使用者ノ指揮命令ニ違背ス  
ルトコロアルモ其ノ行爲アリ生シタル損害ヲ以テ所謂事業  
ノ執行ニ付加ヘタル損害ト稱スルコトヲ得ヘキモノトス、  
本件 a の自動車操縦は y の命に背き其の専斷に出てたるもの

のであるけれども角該操縦行為はyの事業の範圍に屬し而も助手として關與することはyの許容したる所なるか故に右衝突事故より生したる損害に對し yは民法第七一五條に依つて賠償の責に任せねはならぬ。

是の判例と前掲大審院判例とを比較して見るに大變の相違がある。即ち前掲に於ては「單ニ或事業ノ爲ニ他人ヲ使用スト云フ關係ニ止ラス使用者ニ在リテハ此ノ命令ニ從フヘキ關係カ兩者ノ間ニ存スル場合即要スルニ被用者ノ意思ニ服スヘキ場合ヲ云フト解スルヲ相當トス、何者斯ル關係ニ立ツ以上被用者カ事業ノ執行トシテ爲ストコロノ行爲其ノモノハ使用者其ノ人ノ行爲ナリト云フモ亦過言ニ非レハナリ」と言ふ如く適用範圍が著しく擴大せられた譯である。前掲判例に付て末廣博士は左の如き批評をしてゐる。

「被用者の行爲が客觀的に見て使用者の事業の一部を爲すものと認められる以上其の行爲の結果に對して使用者が責任を負ふべきは當然であつて被用者が其の際使用者の指揮命令に違背して居たとしても其の結果は唯使用者被用者間

に債務不履行の問題を生ずるのみであつて使用者の被用者に對する責任關係には何等の影響をも及すべきでない。唯本判示に附て特に注目すべきは從來の判決に於ては其の理論的根據を認めつゝあるに反し本判示は全然斯くの如き説明を避け責任の根據を専ら行爲が使用者の事業の範圍に屬すると云ふ點に求めて居ることであつて今後此の種事件の法律的取扱に對して好個の指針を與ふるものと云ふ事が出來る」と。斯くして漸々過失責任主義は無過失責任主義へと進化して行くのではあるまいか？ 残に社會問題の喧しい現代に於て被用者と使用者が書者と被害者、資本家と無產者、等々思考を巡らすと痛感することが多い。

次に本件に關して特に感じた事項を二、三述べて此の稿を終らう。

### 感 想

何れの訴訟でもそうであらうが被告側では常に證據方法

原因の主張は積極的にやらぬこと。然し證據方法は時と場合に依つては速くすべきである。

民事事件に付ては特に本件の如きものは技術者等は勿論事務家でも豫め事件の起ることを了知してゐない場合が多い。故に事實に對して法律の適用を何うするかと云ふ問題よりも法律の規定に事實を如何に導いたならば有利であるかと云ふ事を探究すべきであると思ふ。勿論動かすべからざる事實に付ては如何共なしがたい事であるが。

證人申請の後證人訊問の時迄には相當の期間があることであるから各證人に對して事件の内容をよく了知せしめ有利に證言せしむることである。殊に本件に關し勝敗の岐路に成るべき證言に對して被告及證人同志で打合せたる事項

に關して小利口な技術者の爲に一時に敗訴するのではないと悲感した事があつて一層證言の重大さを今更の様に痛感した。

災害扶助法に付ては既に諸賢は御承知の事と思ひますが同法扶助料を支給したる場合と雖も民法上の請求を爲し得

ること勿論であるが然し民法上の請求額は單に扶助料の額を超過する部分に付てのみ請求が成し得るものである。近時各府縣共農山村匡救、旱害對策、冷害對策、災害復舊土木諸事業を直營で施行する場合には大いに注意し斯くの如き事件の起る事を未然に防ぐべきであると共に若し假に起きた場合に幾分なりとも参考に成り得るならば筆者の幸甚とする處である。終に臨んで本事件に關しては元課員三井輝夫氏の指導宣しきを得たる事を深く感謝する次等である。

尙左にホフマン式計算法記して置く

ホ ム ル 總 額  $\frac{1}{n} \times \sum_{i=1}^n x_i$

破産宣告ノ時ヨリ期限到来迄ノ時間ヲ y.

法定利率  $\frac{z}{2}$

債權ノ名義額ヲ n.

$$x = \frac{100 \times n}{100 + (y \times z)}$$

本式を採用するには假定内容を變更するを要する。(終)